

(参考) 国の旅費制度の改正に伴う本市旅費制度の改正

1 概要

国家公務員等の旅費に関する法律等の改正により、国の旅費制度が改正されたこと（令和7年4月1日施行）に伴い、本市においても国の改正に準じた旅費制度の改正を行うもの

2 本市旅費制度の改正のポイント

- ・ 旅費の法定額と実勢価格との乖離の解消

⇒ 宿泊料を定額から上限付きで実費化 等

- ・ 実態・運用に即した規定の整備

⇒ 日当に代えて宿泊手当を新設

⇒ 特急料金の距離規定（片道100km以上の場合のみ支給可）を廃止 等

- ・ 旅費等級の見直し（5区分から2区分へ）

- ・ 教育長、教育委員会委員、企業管理者、議員等の旅費は、市長・副市長に準じる。

○施行日 令和8年4月予定

(参考) 国の旅費制度の改正に伴う本市旅費制度の改正

○ 宿泊料の改正

現行（定額）

実際の支払額にかかわらず固定額

区分	宿泊費
特等級（市長・副市長・教育長・教育委員会委員等）	16,500円

※一般の職員の区分は1等級から4等級までに区分

改正後（上限付き実費）

都道府県ごとの上限額を設けて実費支給

区分	出張先（例）		
	大阪府	愛知県	福岡県
市長・副市長・教育長・教育委員会委員等	27,000円	23,000円	38,000円

※一般の職員の区分は1つにまとめられた。

○ 日当（改正後：宿泊手当）の改正

現行：日当

昼食代等の諸雑費として定額を支給

区分	日当（1日）
特等級（市長・副市長・教育長・教育委員会委員等）	3,300円

※一般の職員の区分は1等級から4等級までに区分

改正後：宿泊手当

宿泊旅行の諸雑費（昼食代除く）として定額を支給

区分	宿泊手当（1泊）
素泊まり	2,400円
1泊朝食付き	1,600円
1泊2食付き	800円

※職員による区分はなくなり、一律支給となった。